# 地域建設産業 事業継続支援事業

~貴社に専門家を派遣し、課題解決に向けてアドバイス~

建設業界は今、担い手不足や後継者不足等の経営課題に直面しています。

そこで、本事業では、中小・中堅建設企業等が抱える事業承継や生産性向上等の課題解決に向けて、専門家による相談支援を行います。

#### 相談支援 電話1回、訪問1回の相談支援を行います(1企業あたり申し込みは1回まで)

貴社のお困りごとについて、お気軽にご相談ください。専門家が、電話及び訪問にて無料で相談支援をいたします。

■相談内容 事業承継や生産性向上など企業活動の継続促進に向けた相談を受け付けています。

- 事業承継
  - 生産性向上・コストダウン 雇用対策・能力開発
- 経営方針・経営戦略
- 財務分析·経営診断
- 企業再編·組織再編

まだ事業承継の必要はないけど 今後に向けて話を聞いてみたい…



|窓口開設期間

令和2年1月末まで窓口開設予定

※受付上限に達した時点で受付を終了いたしますので、お早めにお申し込みください。

## ┃相談支援の流れ





申込受付メール



## 雷話ヒアリング

貴社の現状や経営課題等 について、電話で ヒアリングを行います。 (30分程度)

具体的に事業承継に

取り組みたい企業向け



適切な専門家を派遣し、 課題解決に向けた 相談を行います。

Webで簡単申込!

※お申込は、1企業につき1回までです。そのため、2回目以降のお申込はお断りさせていただきます ※本事業に関わる専門家:中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、社会保険労務士、1級施工管理技士、 技術士、労働安全コンサルタント、大手建設企業OB等の専門家

#### 重点支援 事業承継の課題に対して、重点的・継続的な訪問支援を行います

「事業承継」についてお悩みの中小・中堅建設企業の方は、ぜひご相談ください。専門家が、継続的な訪問支援を行い、 貴社の課題解決のお手伝いをいたします。

相談内容「事業承継」に係る次のような相談を受け付けます。



- 「事業承継計画」「後継者育成計画」を立てたい
- 株式・財産の分配をしたい
  - 事業承継後の従業員へのフォローが気になる etc

お申込の件数に応じて、案件を選定させていただく場合があります

## ▋重点支援申込期限

重点支援は以下の期間のみ、 郵送にて申込受付を行います。

#### 令和元年9月27日(金)必着

令和2年2月末

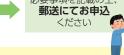
支援終了

※選考結果は10月中旬までに お知らせいたします。

## ■重点支援の流れ

HPより**申請書**を ダウンロード

※注意事項



・「事業承継」に係る経営相談のみ受け付けております。 ・選考基準については非公開とさせていただいております。

TEL 03-5473-4572



事務局にて 選定 を行います。



事業承継の経営課題に対して、

専門家による継続的な訪問支援を行います。 「事業承継計画」の作成等、本支援における具体的な達 成基準を設定し、専門家と共に目標達成を目指します。

- ●企業の現状の分析
- ●目標・達成基準の設定
- ●目標達成に向けた取り組み等

上記相談支援の流れで電話1回、訪問一回の支援を行います。



本事業の ご利用対象

### 中小・中堅の建設企業及び建設関連企業

※中小・中堅とは、資本金20億円以下又は従業員数1,500人以下の企業(個人事業主又は法人)を いいます。

※建設関連企業とは、測量業、建設コンサルタント業、地質調査業を営んでいる企業をいいます。

申込方法

以下専用HPをご覧の上、お申し込みください。 (必要に応じてFAX申込も可。様式はHPよりダウンロードしてください)

http://www.kensetsu-kikin.or.jp/keizoku/

お問い 合わせ先 (一財)建設業振興基金 経営基盤整備支援センター 経営改善支援課 (担当:長谷川、太田)

FAX 03-5473-4594



本事業利用についての重要事項説明

本事業を利用するにあたり、以下の事項について ご了承の上、お申込みください。

1.経営相談におけるアドバイスに際しては、相談申 込者から必要な個人情報および企業情報等をお 聞きします。

2.当申込書のほかアドバイスに必要な個人および企 業情報は、本事業の円滑な遂行、改善のための分析

に利用した事業への別が出来る。 に利用します。収集した情報については、個人や企業が特定される形で使用することはいたしません。 3.本事業利用により、相談申込者に損害が生じても、国土交通省、(一財)建設業振興基金、相談支 援アドバイザー等の本事業関係者はその責任を 一切負わないものとします。

4.暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者は 申し込みできません。